

全国自治体病院開設者協議会会員
都道府県病院所管部(局)課長
都道府県立病院所管部(局)課長
会 員 施 設 長

各位

全国自治体病院開設者協議会
会長 杉本 達治
【公 印 省 略】

公益社団法人 全国自治体病院協議会
会長 小熊 豊
【公 印 省 略】

令和5年度 病院事業に係る普通交付税の決定について

令和5年度病院事業に係る普通交付税算定額は、このたび「普通交付税に関する省令の一部を改正する省令」（令和5年総務省令第61号、令和5年7月28日付け官報号外第159号に掲載。）が公布され、即日施行されましたのでお知らせいたします。

〔都道府県分〕

○ 病 院

- (1) 病床1床当たり 720,000円×施設全体の最大使用病床数（削減した許可病床1床当たり345,000円も別途あり）
- (2) 平成4年度から平成13年度病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償を含む）の元利償還金×0.4＋平成14年度病院事業許可債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償を除く。平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降償を含む）の元利償還金×0.3＋平成15年度から平成26年度病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償、平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降償を除く。平成15年度以降平成26年度以前からの継続事業に係る平成27年度以降償を含む）の元利償還金×0.225＋平成27年度以降病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償、平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降償、平成15年度以降平成26年度以前からの継続事業に係る平成27年度以降償を除く）の元利償還金×0.25
- (3) 救急告示病院 1病院当たり 1,697,000円×救急病床数＋32,900,000円
- (4) 精神病床 1床当たり 1,523,000円×精神病床数
- (5) 救命救急センター 1センター当たり 192,700,000円

<p>【標準団体（人口170万人）当たり一般会計より繰出金】</p> <p>1,163,983,000円（対前年度1.5%増）× $\frac{\text{人口}}{1,700,000人}$</p> <p>（病床1床当たり）</p> <p>＋720,000円×施設全体の最大使用病床数＋345,000円×削減した許可病床数</p> <p>＋平成4年度から平成13年度病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償を含む）の元利償還金×0.4</p> <p>＋平成14年度病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償を除く。平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降償を含む）の元利償還金×0.3</p> <p>＋平成15年度から平成26年度病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償、平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降償を除く。平成15年度以降平成26年度以前からの継続事業に係る平成27年度以降償を含む）の元利償還金×0.225</p> <p>＋平成27年度以降病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償、平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降償、平成15年度以降平成26年度以前からの継続事業に係る平成27年度以降償を除く）の元利償還金×0.25</p> <p>（救急告示病院 1病院当たり）</p> <p>＋1,697,000円×救急病床数＋32,900,000円</p> <p>（精神病床 1病床当たり）</p> <p>＋1,523,000円×精神病床数</p> <p>（救命救急センター 1センター当たり）</p> <p>＋192,700,000円×救命救急センター数</p> <p>－1,163,983,000円 × $\frac{\text{人口}}{1,700,000人}$</p>

- 看護師養成所
【標準団体（人口170万人）当たり】
161,489,000円
- 公立病院経営強化プラン策定等経費
【標準団体（人口170万人）当たり】
1,302,000円
- 病院内保育所
【標準団体（人口170万人）当たり】
12,765,000円

〔市町村分〕

- 病院
 - (1) 病床1床当たり 720,000円×施設全体の最大使用病床数（削減した許可病床1床当たり345,000円も別途あり）
 - (2) 平成3年度から平成13年度病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降債を含む）の元利償還金×0.4+平成14年度病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降債を除く。平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降債を含む）の元利償還金×0.3+平成15年度から平成26年度病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降債、平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降債を除く。平成15年度以降平成26年度以前からの継続事業に係る平成27年度以降債を含む）の元利償還金×0.225+平成27年度以降病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降債、平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降債、平成15年度以降平成26年度以前からの継続事業に係る平成27年度以降債を除く）の元利償還金×0.25
 - (3) 救急告示病院
1病院当たり 1,697,000円×救急病床数+32,900,000円

(病床1床当たり)
 720,000円×施設全体の最大使用病床数+345,000円×削減した許可病床数
 +平成3年度から平成13年度病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降債を含む）の元利償還金×0.4
 +平成14年度病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降債を除く。平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降債を含む）の元利償還金×0.3
 +平成15年度から平成26年度病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降債、平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降債を除く。平成15年度以降平成26年度以前からの継続事業に係る平成27年度以降債を含む）の元利償還金×0.225
 +平成27年度以降病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降債、平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降債、平成15年度以降平成26年度以前からの継続事業に係る平成27年度以降債を除く）の元利償還金×0.25

(1病院当たり)
 +1,697,000円×救急病床数+32,900,000円

- 市町村立診療所
【1診療所当たり】
7,100,000円
- 【病床1床当たり】
360,000円
- 看護師養成所
【生徒数1人当たり】
552,000円